平成２３年（フ）第６５９号
横浜市港北区岸根町602番地　エスポワール新横浜302号室
債務者　成本　貴徳
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２号
東京都東大和市清原４丁目10番地の３白菊荘207号
債務者　三成　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４号
石川県加賀市山代温泉北部１丁目26番地
債務者　河口　直人
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午後２時　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３００号
東京都小平市小川町１丁目970番地の１朋栄ハイツ101号
債務者　宮島　明夫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
熊本県葦北郡芦北町大字海浦544番地１
債務者　太田　章平
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時　熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４０号
栃木県栃木市祝町12番５号グリーンハイツ102号室、住民票上の住所栃木県栃木市祝町12番５号グリーンハイツ
債務者　吉川佐知子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２７号
岡山県津山市油木北708番地１
債務者　馬坂　芳和
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時10分　岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２９号
岡山県美作市古町1964番地１
債務者　新免　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午前10時20分　岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３８６８号
東京都八王子市狭間町1873―305
債務者　西村　勝弘
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８６９号
東京都葛飾区四つ木１丁目46―８―203
債務者　中嶋　智章
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１号
北海道中川郡豊頃町二宮578番地
債務者　保科　　守
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
北海道帯広市東５条南24丁目５番地１
債務者　渡辺　聖史（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月23日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２８７０号
東京都三鷹市下連雀３丁目42番18号
破産者　株式会社オーパプランニング
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８７１号
東京都杉並区高円寺南４―18―23―102、開始決定上の住所東京都三鷹市下連雀３丁目11―17―303
破産者　島　　悟
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８１７号
埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家426―５
破産者　星野　正明
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６３４号
東京都江東区東砂３丁目12―１
破産者　横川　勝次
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６３７号
東京都江東区南砂５丁目24―17―901
破産者　横川　利一
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部